

# 令和元年（平成31年4月）から 国民健康保険税が変わります



今年度、40歳から65歳未満に課税される介護分について税率の改定を行いましたのでお知らせします。

◆新しい保険税率

区 分		医療分 (国保に加入するすべての方)	後期高齢者支援分 (国保に加入するすべての方)	介護分 (40歳以上から65歳未満の方)	
				改正前	改正後
所得割	所得に対して	4.6%	2.2%	0.7%	1.0%
資産割	固定資産税に対して	34.8%	15.2%	6.5%	8.0%
均等割	加入者1人当たり	20,000円	5,000円	4,000円	6,000円
平等割	1世帯当たり	22,000円	10,000円	4,000円	6,000円

世帯ごとの課税額は、7月初旬に発送の納税通知書をご確認ください

◆平成30年度に国保制度改革がありました

これまで国保は、各市町村が運営してきましたが、平成30年4月から北海道も保険者となる制度改革がありました。これにより、各市町村は医療費の全額を北海道から交付されることになりましたが、北海道から示される標準保険税率を参考に税率を定め、国保事業費納付金を北海道に納めることになりました。今年度、安定的な運営を目指すため標準保険税率に近づけるよう、令和元年度国保税の税率改定を行なうこととなりました。



## 保険証更新 ・ 国民健康保険証 を郵送します ・ 後期高齢者医療保険証

### 《国民健康保険》

新しい保険証は桃色です

北海道 国民健康保険 被保険者証	有効期限 交付年月日 適用開始年月日	令和2年7月31日 令和元年8月1日 〇〇〇年△月△日
記号 氏名 生年月日 世帯主名 住所	和 和寒 花子 〇〇〇年〇〇月〇〇日 和寒 太郎 北海道上川郡和寒町字〇〇〇番地	番号 111111
保険者番号 交付者	011312 和寒町	

限度額適用認定証は  
**自動更新されません**

限度額適用認定証は役場で  
更新手続きをして下さい



○新しい保険証は7月下旬に郵送します。届きましたら内容をご確認ください。



○有効期限満了の保険証は、住民課保険医療係に返却するか、ハサミ等で細かく裁断し処分してください。



### 《後期高齢者医療》

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和2年7月31日
交付年月日	令和元年7月1日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	上川郡和寒町字〇〇〇番地
氏名	和寒 一郎 男
生年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014642 北海道後期高齢者医療広域連合

### ■限度額適用認定証

引き続き該当する方には  
**保険証と一緒に郵送します。**

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和2年7月31日
交付年月日	令和元年8月1日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	上川郡和寒町字〇〇〇番地
氏名	和寒 一郎
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
適用区分	区分 I
長期入院 該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014642 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい保険証は**橙色**です

新しい限度額適用認定証は**緑色**です